

会計における恒常評価の諸方法

岡 部 孝 好

I 恒常評価法の意義

一般に企業の純利益は、期中に新出資と配当がない場合には、その純資産価額の期中純増分として把握されうるが⁽¹⁾、この意味での純利益の大きさはまた期首・期末の各資産項目と各負債項目の金額を個別的に逐一比較することによっても測定できる。比較貸借対照表上の純増減額についても貸借対照表等式は妥当するから、各個別項目の期中変動額から純資産ないし留保利益の増加額、つまり純利益を導くことは可能である。

そこでいま、このようにして総額からその構成要素に目を転じ、それらを仔細にみてみると、一様に貨幣金額で表示されている期中変動額の中に、性質の異なる二つのものがあることがただちに判明する。価格変動の影響を受けているものと、そうでないものとが存在するのである。前者のグループが棚卸資産や固定資産のような非貨幣項目 (non-monetary items) であり、また後者のグループが現金、受取勘定、支払勘定に代表される貨幣項目

(1) J. R. Hicks, *Value and Capital*, 2nd ed. (The Carendon Press, 1946), p. 172.

(monetary items)⁽²⁾ である。

これらの中でまず貨幣項目についていえば、それらの期中変動額には価格変動の結果が全く反映されず、数量的変動の事実だけがそのまま、表現されるという特徴が認められる。貨幣数量に変動をもたらすのは交換活動だけであり、したがって、後述する購買力修正会計の場合を除いて、価格変動がその期中変動額に影響を及ぼすことはありえない。この貨幣項目の重要な特質は、ボウルディングも指摘するように、貨幣の数量が未評価のまま、利用される⁽³⁾ということに由来するのではない。会計では貨幣資産も非貨幣資産と同様の手続で貨幣的に評価されているのであり、たゞその評価係数 (valuation coefficient) が測定のコэффициентで1と定められているからにすぎない。換言すれば、貨幣の数量とその価値は等価で、この関係は時間的に変わらないというのが貨幣評価のコンペションの含意であり、かかる結果は会計がこのコンペションを採用しているがゆえに生じているのである。実際、貨幣項目を貨幣項目たらしめるゆえんは、その「価格」が常に1に等しいという貨幣の性質にあるといってよいであろう。この点に関し、ある論者は次のように述べている。「計算単位としての貨幣はその価格が変わりえないという事実によって諸財から区別される。その価格は常に1である。これに対して諸財

(2) 貨幣項目と非貨幣項目との区別についてはさしあたり次のものをみよ。

American Institute of Certified Public Accountants, *The Financial Effects of Price-Level Changes*, Accounting Research Studies No. 6 (American Institute of Certified Public Accountants, 1963), pp. 137-42. Accounting Principle Board of American Institute of Certified Public Accountants, APB Statement No. 3, *Financial Statements Restated for General Price-Level Changes* (American Institute of Certified Public Accountants), paras. 18-19. Glenn L. Johnson, "The Monetary and Non-Monetary Distinction," *The Accounting Review*, Oct. 1955, pp. 821-23.

(3) Kenneth E. Boulding, "Economics and Accounting: The Uncongenial Twins," in W. T. Baxter and Sidney Davidson (eds.), *Studies in Accounting Theory* (Richard D. Irwins, Inc., 1962), p. 46.

の価格は原則として自由に変動する。それゆえこの価格の硬直性こそが貨幣の特徴的な性質である。⁽⁴⁾

これに対して、もうひとつの非貨幣項目の場合は、貨幣項目と同様に数量に評価係数を乗ずる手続によってその金額が測定されるが、これら「諸財の価格は原則として自由に変動する」し、また会計はかかる変動的な価格を係数に採用するから、それは価格変動の影響から免れえない。たとえば歴史的原価会計の場合ですら、商品が回転しているかぎり価格が上昇すれば繰越商品単価は期首のそれより高くなるであろうし、またそうであれば数量的には増加していなくともその貨幣評価額は増加し、これが報告利益を拡大する結果になるであろう。

企業の生産や交換のような営業活動は例外なく資産、負債および資本に数量的変動をひきおこす。そして、これらの結果は貨幣・非貨幣の別を問わず評価係数を通じ貨幣金額に一元化され、最終的には純利益金額に集約される。しかし、非貨幣項目については数量のみならずそれを評価する係数にもこうして変化が生じうるから、その期中変動額の中には価格変動の結果も混入され、純利益は数量的に裏付けのある金額には限られないこととならざるをえない。かくして、ここに、非貨幣項目に発生した価格変動損益（price gains or losses）をいかに取り扱うかという、物価変動会計の最大の課題が生じてくる。

物価変動に対処するとされる種々の会計方法の中で最も有力なもののひとつが、価格変動に即応して、絶えず評価係数を改訂する時価主義会計（current value accounting）⁽⁵⁾のアプローチであることは既に周知の通りである。

(4) George N. Holm, *Economics of Money and Banking*, Rev. ed (Richard D. Irwin, Inc., 1961), p.5.

(5) 時価主義会計では伝統的な歴史的な原価会計以上に係数が可変的となるが、それにもかかわらず価格変動損益の分離や排除が可能となるのは、時価基準が残留資産のみならず消費資産、つまり費用にも適用されるからである。本稿で採用したストック変動のアプローチに単純に時価基準を適用すると価格変動損益の認識はかえってのはなはだしくなってくる。なお、本稿の中では時価主義ないし時価基準という用語を後者の意味でもしばしば用いている。

しかし、これと同じ効果をあげることは、逆に価格不変を仮定し、評価係数を凍結することによっても可能にされる。価格と係数の関連を切断し、係数を人為的に釘付けにする方法をとれば、も早や価格に連動して係数が変化することはありえないし、それゆえ価格変動損益が認識されるという事態そのものも生じえない。報告利益はいわば自動的に数量的増減部分に限られてくることになる。すなわち、いかに価格が変動していても評価係数は変えないというルールを設ければ、それだけで叙上の物価変動問題のひとつの解決策となりうるのである。このルールが本稿で取りあげた恒常評価法（constant valuation methods）にほかならない。

このように、恒常評価法というのはしごく単純な資産評価のルールであり、その原理そのものはきわめて明確である。しかし、それに検討すべき問題が全くないかといえれば必ずしもそうではない。その基本的性質さえほとんど全く解明されていないし、またかかる方法が会計でどのように適用されているかもいまだに明らかにされていない。そこで、以下ではこれらの点についてやや詳しく検討してみることにしよう。そのためには、まずボウルデングの所論を明確にすることから開始しなければならない。

II ボウルデングの恒常評価説

企業の純利益をリアル・タームで測定しようとする場合、叙上のように実際の価格推移を無視して、常に同一係数を適用する方法が有効であるが、このような見地から恒常評価法を考察した人にボウルデング⁽⁶⁾がいる。大多数のエコノミストがそうであるように、彼もまた数量的な裏付けのある増分だけが真の利益であるとし、さらにそうした利益を測定するために恒常評価法を提案する。しかし、彼の見解によれば、恒常係数にも種々のものがありうるのであって、必ずしも明確な結果をもたらすものではない。

もとより、恒常評価法を採用する場合、いったい何を恒常係数にすべきか

(6) Kenneth E. Boulding, *Reconstruction of Economics* (John Wiley and Sons, Inc., 1950), Chaps. 3 and 4.

の問題は、原理的にいえば、全く任意の選択問題にすぎない。それはある日時の実際取得原価でもよいし、標準原価やある種の時価でもよい。ボウルディングのいう「恣意的に選択された恒常⁽⁷⁾」係数でさえもその目的には十分に役立つにちがいない。しかし、何を恒常係数にするかによって純利益額は異なってくるであろうし、それゆえかかる選択に重要性がないとはいえない。たとえば、次の二つの可能性だけについて考えてみよう。

(1) 期首又はそれ以前の基準日の価格を恒常係数にし、期末資産をこの係数で評価する場合。

(2) 期末の価格を恒常係数にし、期首資産をもこの係数で評価する場合。ボウルディングは(1)を基準日法 (base-date method), (2)を到達日法 (end-date method) と呼んでいるが、これらは共に恒常評価法であるにもかかわらず、異なる結果をもたらす。したがって、これらの中でいずれを選択すべきかが恒常評価法にとってきわめて重要な課題となってくる。ボウルディングも次のように指摘している。「相対価格が不変でない時には財の数量の増減に関する概念そのものに避けられない曖昧さが残る。というのは、問題の期間の期首に支配的であった価格をとるかそれとも期末に支配的であった価格をとるかに結果は依存するであろうからである。⁽⁹⁾」

それでは、これら二方法の差異は具体的にどのようなものであり、またどこから生じているのであろうか。これらの点を明確にするため、彼の具体例について検討してみよう。⁽¹⁰⁾ボウルディングの二商品の例によれば、小麦とワイシャツの期首の数量は50ブッセルと30枚、期末の数量は100ブッセルと5枚である。またそれぞれの価格については、小麦のそれは1ブッセル当り1.80ドルから3.00ドルへ上昇するのに対して、ワイシャツのそれは4.00ドルから2.00ドルへ下落する。この状況においてかかる価格（時価）をそのまま係数

(7) *Ibid.*, p. 45.

(8) Kenneth E. Boulding, *Economic Analysis*, 3rd ed. (Harper and Brothers, 1955), pp. 271-72.

(9) *Ibid.*, p. 271.

(10) *Ibid.*, pp. 271-72.

第1表 比較貸借対照表（時価主義会計の場合）

	期首	期末
小麦 (50ブッセル×\$ 1.80=)	\$ 90	(100ブッセル×\$ 3.00=) \$ 300
ワイシャツ (30枚 ×\$ 4.00=)	120	(5枚 ×\$ 2.00=) 10
(合計)	<u>\$ 210</u>	<u>\$ 310</u>
資本金	\$ 210	\$ 210
純利益	—	100
(合計)	<u>\$ 210</u>	<u>\$ 310</u>

に採用すると第1表に示されている結果が得られるが、この純利益額には数量的増加を反映しないものも含まれている。そこで、この点を是正するため恒常評価法を採用すれば、基準日法の場合には第2表のような結果が、また到達日法の場合には第3表のような結果が生ずる。いずれも恒常評価法であり、それゆえいずれの利益も数量的増加分だけを反映すると主張されうるが、それにもかかわらず金額は全く異なっている（ただし、第1表と第3表の利益の一致は偶然である）。ボウルデングにいわしめれば次のようである。「この場合には、しかし、基準日の価格で評価されると総在庫は210ドルから200ドルへ下落しているのに、到達日価格で評価されると同量の在庫が210ドルから310ドルに上昇しているのがみいだされる！

第2表 比較貸借対照表（基準日法の場合）

	期首	期末
小麦 (50ブッセル×\$ 1.80=)	\$ 90	(100ブッセル×\$ 1.80=) \$ 180
ワイシャツ (30枚 ×\$ 4.00=)	120	(5枚 ×\$ 4.00=) 20
(合計)	<u>\$ 210</u>	<u>\$ 200</u>
資本金	\$ 210	\$ 210
純損失	—	△ 10
(合計)	<u>\$ 210</u>	<u>\$ 200</u>

第3表 比較貸借対照表（到達日法の場合）

	期首	期末
小麦 (50ブッセル×\$ 3.00=)	\$ 150	(100ブッセル×\$ 3.00=) \$ 300
ワイシャツ (30枚 ×\$ 2.00=)	60	(5枚 ×\$ 2.00=) 10
(合計)	<u>\$ 210</u>	<u>\$ 310</u>
資本金	\$ 210	\$ 210
純利益	—	100
(合計)	<u>\$ 210</u>	<u>\$ 310</u>

この特定の場合においてはある方法で測定されると財の総数量は下落したのに、他の方法で測定されると総数量は上昇するという逆説的な結果にわれわれは達した——いずれの場合にも変化の詳細は同じなのである！ このジレンマから逃れる方法はない。『財の総数量』についてただひとつの定義⁽¹¹⁾というもの⁽¹¹⁾は存在しえない。」

このようなボウルデングの直面した問題点を明確にするため、かかる差異がいかにして生じているかを記号を用いて明らかにしてみることしよう。いまあるクラスの資産の期首の数量を q 、期末の数量を q' で表わし、期首と期末の価格をそれぞれ p 、 p' で表わすとすると、ボウルデングの例示のような時価基準の場合、かかる資産の貨幣評価額は pq から $p'q'$ へと変化し、したがってその純変動額は $(p'q' - pq)$ と測定される。しかし、その中には数量的増加を反映するものと価格変動によるものとが共に含まれているから、前者の数量差異 (quantity variance) と後者の評価差異 (valuation variance) とに分解してみる必要があるとされる。この分解には差異分析の手法がそのまま利用できるであろうが、そうする場合にも二つの方式が考えられる。まず第一に、期首価格 p を基準に

$$p'q' - pq = p(q' - q) + q'(p' - p) \dots\dots\dots(1)$$

と分解することが可能であるし、また第二に期末価格 p' を基準に

(11) *Ibid.*, p. 272.

$$p'q' - pq = p'(q' - q) + q(p' - p) \dots\dots\dots(2)$$

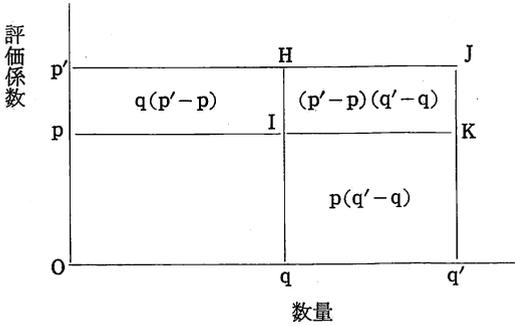
と分解することもできる⁽¹²⁾。すなわち、数量差異は増加した数量 ($q' - q$) を、(1)式のように期首価格 p で評価することによっても、(2)式のように期末価格 p' で評価することによっても測定できる。また評価差異も、価格変動 ($p' - p$) を期末数量 q' でウェートづける方法によっても、あるいは期首数量 q でウェートづける方法によっても測定可能である。これら二つは単に分解方法に差異があるにすぎないが、それでも各要素の金額は異なっており、したがって数量差異とか評価差異といってもそれらには二様の意味がありうることになる。

このような二通りの分解方式はいうまでもなく恒常評価法における基準日法と到達日法に対応している。基準日法によれば、期首のみならず期末にも期首価格 p が支配していたと仮定されるから、数量の増減がこの価格で評価されて利益として報告される。つまり、(1)式の数量差異 $p(q' - q)$ だけが利益に算入され、残る評価差異 $q'(p' - p)$ はすべて排除されてしまうのである。これに対して到達日法の場合には、(2)式の数量差異 $p'(q' - q)$ が利益として報告され、これに応じてその評価差異 $q(p' - p)$ は消去されてしまう。期末価格 p' が期首から支配していたとするなら、報告利益は $p'(q' - q)$ に自動的に限定されてくるであろうからである。

このような点は周知の図表によってヨリ容易に説明することができよう。第1図に示されているように、横軸にある非貨幣資産の数量を、また縦軸に

- (12) 標準・実際差異を分析しようとする時には疑いもなく標準の方から分析してゆくことが重要である。だが、ここではむしろ(2)の方式が重要になるのであり、したがって、(1)式だけに目を奪われてはならない。このような分解に人々の注意を促したのは井尻教授であるが、残念ながら教授も(1)式にしか言及されていない。

Yuji Ijiri, "Physical Measures and Multi-Dimensional Accounting," in Robert K. Jaedicke, Yuji Ijiri and Oswald Nielsen (eds.), *Research in Accounting Measurement* (American Accounting Association, 1966), pp. 159-61.



第1図

その評価係数を測るとすると期首資産価額 pq は $OpIq$ の矩形の面積により、期末の資産価額 $p'q'$ は $Op'Jq'$ の矩形の面積によりそれぞれ表わすことができる。これら二つの面積の差がその期中変動額にはかならないが、

基準日法の場合には $OpKq'$ と $OpIq$ との差、つまり $qIKq'$ だけが利益として報告され、残りの $pp'JK$ の部分は消去されてしまう。しかし、到達日法によれば $Op'Jq'$ と $Op'Hq$ との差が利益であるから、 $pp'HI$ の部分のみが除去され、 $qHJq'$ のすべてが利益になることとなる。

したがって、このようにみえてくると、基準日法と到達日法との差異は既に明白である。いずれも数量差異に報告利益を限定しようとするものではあるが、基準日法はそれを $p(q'-q)$ と定義するのに対して、到達日法は $p'(q'-q)$ と定義するのである。これらの差を求めると、

$$p'(q'-q) - p(q'-q) = (p'-p)(q'-q) \dots\dots\dots(3)$$

となるから、要するに、共同作用 (joint effects) 部分の取り扱いに相違があるにすぎない。すなわち、数量変動と価格変動の両方に起因する変動額だけが問題なのである。到達日法では $q(p'-p)$ が排除されるのに、基準日法ではそのほかに共同作用部分 $(p'-p)(q'-q)$ も消去されるから、基準日法の利益にはこの共同作用部分が全く含まれないことになる。上図でいえば、到達日法では利益の一部を構成する $I H J K$ が基準日法では非利益とされているのである。二つの差異はかくして明瞭である。

それでは、いったい、これら二つの恒常評価法の中で会計で注目されてきたのはどちらなのであろうか。会計においては、基準日法と到達日法のどちらが選ばれ、またそれらは具体的にどのように適用されてきたのであろう

か。それらの差異を明らかにしえたいま、改めて問うべきなのはこの問題である。会計にその具体的適用例を見出しうる以上、われわれはボウルデングがしたように「ジレンマ」の問題として放置することはできない。そこで、以下では、会計の立場からこの問題を検討してみよう。

III 棚卸資産損益と恒常評価法

ところで、基準日法や到達日法はもとよりとして恒常評価法そのものも、寡聞のかぎりでは会計文献で取り上げられたことはないように思われる。叙上のボウルデングの所論に注目した論者としてもわずかにスターリングの名をあげうるにすぎない⁽¹³⁾。しかしながら、そうだからといって、会計においてかかる恒常評価法が今日まで全く顧慮されなかったと解することは許されない。事実はむしろ逆であって、物価変動会計の議論はその当初からかかる方法の是非をめぐって展開されてきたときえいうことができる。前世紀末葉から実践されていたといわれる基礎有高法 (base stock method) にしても、またその発展形態のひとつである後入先出法 (last-in first-out) にしても、「それらは共に帳簿上で運転棚卸資産を⁽¹⁴⁾実質的に恒常の価格で記載する」方法にはかならないし、また今日の物価変動会計の諸類型もこれらの方法の延長線上で把えることが可能であるからである。そこで、ここではまず基礎有高法と後入先出法を取り上げ、それらが恒常評価法としてどのような特質をもつかを明らかにしてみることにした。

基礎有高法や後入先出法を支持する人々は、先入先出法や平均法のような伝統的な方法によれば数量的増加を伴わぬ価格変動損益が報告利益に算入される点を端的に問題にする。利益があるためには「棚卸資産の物量ないし…

(13) Robert R. Sterling, *Theory of the Measurement of Enterprise Income* (The University Press of Kansas, 1970), Chap. IX.

(14) Henry B. Arthur, "Inventory Profits in the Business Cycle," *Harvard Business Review*, March 1938, p. 31. ただし、強調点は追加した。

…効用が増加していなければならない⁽¹⁵⁾』というのが彼等の基本的な考え方であり、この立場から、係数変動による評価額の増分は企業の存続を危うくしかねない紙上利益 (paper profit) にすぎないのであって、真の利益ではないという主張がなされる。「これらの 棚卸資産が評価される価格の増加はみかけ上の利益 (apparent profit) をもたらしはするが、この利益は偽りで消費不能であり⁽¹⁶⁾」、したがってこれが処分されれば 物的資本が蚕食されるという危険な事態を招くというのである。そこで、かかる結果を阻止する方法として恒常評価法が浮び上がってくる。

このような議論において「紙上利益」とか、「みかけ上の利益」といわれるものはヨリ一般的には棚卸資産損益 (inventory profits or losses) という名で呼ばれているが、それは期首の棚卸資産と同量の「物」がヨリ高い金額で表現されるがゆえに生ずると理解されている。それゆえ、われわれの用語でいえばそれは $q(p'-p)$ の大きさをもつ評価差異であり、またこれが排除されるべきだとすれば 残る利益は先の(2)式より $p'(q'-q)$ の大きさの数量差異でなければならない⁽¹⁷⁾。しかしながら、そうであるにもかかわらず、このことから暗示される到達日法はそのままの形では採用されえない。原価配分原則が支配する伝統的会計の枠組の中では棚卸資産費用と繰越価額の合計が実際原価を超えたりそれに不足することは許されないから、端的に到達日法によって期末価格で期首資産を評価することはできない。そうすれば歴史的 原価評価のルールに背反する。そこで、基礎有高法と後入先出法では、到

(15) George R. Husband, "The First-in, Last-out Method of Inventory Valuation," *The Accounting Review*, June 1940, pp. 190-196, Also Reprinted in Stephen A. Zeff and Thomas F. Keller (eds.), *Financial Accounting Theory* (McGraw-Hill, 1964), p. 105.

(16) Henry B. Arthur, *op. cit.*, p. 27.

(17) 棚卸資産損益をフローの側から測定して、収益に対応されるもの の 実際取得原価と実際取替原価の差と定義する有力な見解もある。この点に関しては次の文献をみよ。渡辺 進著、『棚卸資産会計論（改訂版）』（森山書店，昭和40年），第4章。

達日法の効果を狙いとする一方で、実際には基準日ないし期首の係数を凍結する方法が採られるのである。この点を順次検討してみよう。

まず、基礎有高法の場合には、一定数量の棚卸資産は事実上固定資産に等しい性質を有する点が強調され、これを根拠にその係数の固定化がおこなわれる。すなわち、棚卸資産の中で営業継続上最低限保有を要請される基礎数量部分は、実際には販売に充てられていても、機能的には処分しえない一種の永久資産であると考え、会計上かかる取扱いをする必要があるというのである。ウォーカーは次のように述べている。「……一定数量の在庫は報告企業の物的設備の一部を構成していて、この在庫は一台の機械とかその他の物的工場単位と同じ意義を有すると仮定される。……基礎的棚卸資産に関する指針的な考え方は生産を維持し、商品を陳列に供し、そして合理的な引渡日程表を作成するのを可能ならしめるために、ある一定の投資が必要とされる⁽¹⁸⁾ということにすぎない。」

このようにして一定数量の棚卸資産を固定資産に擬制する目的はもとより評価方法に対するかかる解釈の影響にある。歴史的原価基準によれば（非償却性）固定資産価額はそれに対する当初の投資額のまま据置かれなければならないから、基礎数量が固定資産の性格を有するものとするればそれもまた当初の投資額で評価されつづけられなければならない。いい換えれば、基礎数量については常に基礎価額による評価をおこなうという恒常評価法が歴史的原価基準によって正当化されることになるのである。

この基礎有高法の場合、実際手持数量が基礎数量を超えておれば、その超過数量——しばしば投機的在庫 (speculative stock) といわれる——は通常の原価法又は低価法によって評価される⁽¹⁹⁾。それは、基礎数量とは性質を異にしている、基礎価額で評価されるべきものではない。他方、実際手持数量が基礎数量に満たない場合には、その食込数量は取替原価で評価される必要がある。

(18) Ross G. Walker, "Base-Stock Principles in Income Accounting," *Harvard Business Review*, Autumn 1936, p.77.

(19) 渡辺 進著, 上掲書, 155頁以下参照。

基礎数量は収益を産み出す物的元本である、とするのが基礎有高法の前提であるから、計算的にもせよ、その補充がなされるまで利益は測定しえないのである。そこで、「基礎有高は⁽²⁰⁾なお完全に存在しているがその一部は一時的に借入れられている」という仮定が設けられ、まず食込数量を補充費用で評価し、次いでこの評価額を基礎価額から控除する手続が採られる。

このような基礎有高法の方式は次のようにまとめることができよう。すなわち、この場合基礎数量 \bar{q} については常に基礎価格 \bar{p} という恒常係数が適用されなければならないが、期首であれ期末であれ、基礎数量に過不足があればそれらの評価にはより新しい価格が用いられねばならない。叙上のように超過数量を評価するルールと食込数量を評価するルールはシンメトリックではないが、単純化のためこの差異をあえて無視すると、期首の過不足数量 $(q - \bar{q})$ は期首価格 p で、期末の過不足数量 $(q' - \bar{q})$ は期末価格 p' でそれぞれ評価されるとみなすことができよう。もしそうであれば、棚卸資産価額は期首から期末の間に次のように変化するといえる。

$$\begin{aligned} & \{ \bar{p}\bar{q} + p'(q' - \bar{q}) \} - \{ \bar{p}\bar{q} + p(q - \bar{q}) \} \\ & = p'(q' - \bar{q}) - p(q - \bar{q}) \\ & = p'(q' - q) + (p' - p)(q - \bar{q}) \dots\dots\dots(4) \end{aligned}$$

この(4)式から、期首に超過数量も食込数量もない時 $(q - \bar{q} = 0)$ には、基礎有高法が到達日法の結果に達することは明らかである。期末の過不足数量はここでは無関連であり、期首数量が基礎数量に等しいかぎり報告利益は到達日法の数量差異 $p'(q' - q)$ となる。しかしながら、期首に過不足があれば、そのかぎりでは結果は異なってくるであろう。かかる場合、期首の超過数量又は食込数量に生じた価格変動 $(p' - p)(q - \bar{q})$ が利益の方に含められ、それだけ報告利益は過大又は過少となる。別のいい方をすれば、期首の実際手持数量に生じた価格変動 $q(p' - p)$ ではなく基礎数量に生じた価格変動 $\bar{q}(p' - p)$ が利益から排除されるにすぎない(2)式から(4)式を引いてみよう)。

(20) H. T. Warshaw, "The Normal Stock Method of Inventory Valuation," *N. A. C. A. Bulletin, Year Book, 1922, p. 68.*

このような点は図らずも基礎有高法の特徴を明らかにしている。基礎有高法によれば、期首の食込数量に生じた価格変動が利益の測定で考慮に入れられるから、いかに期中に価格が変動しても最少限基礎数量までの数量的回復は可能にされるであろうが、同様の手続が期首の超過数量にも適用され、それに生じた価格変動分も処分の対象となりうるから、基礎数量は維持されてもそれを上回る数量までは維持されるとは限られない。つまり、基礎有高法は、恒常係数を適用する資産を基礎数量に限定するがゆえにそれに生じた価格変動しか排除しえないし、またそれだけしか数量的に維持しえないのである。この点で基礎有高法の効果はそれが企図する到達日法の効果には必ずしも及ばないとみることができよう。

他方、もうひとつの後入先出法は、上の基礎有高法と同一基盤に立って棚卸資産損益の排除を狙いとするものではあるが、その理由づけと手続は基礎有高法とはかなり異なる。後入先出法の場合、関心は棚卸資産の滞留部分によりもその流出入部分にあり、当期払出数量はまず当期購入数量から成るという仮定に基礎が求められる。この結果、売上高に対応される費用には最近の購入原価が選択されるが、実際取得原価の枠内にとどまるかぎり、期末棚卸資産の評価に用いられる係数は、期別法の場合、自動的に期首又はそれ以前の古い価格となるであろうから、係数に変化は生じない。こうして恒常評価法が採用された場合と同様の状況が生ずるのである。

後入先出法は少なくとも形式的には歴史的な原価基準に属しており、評価係数は仕入口別に異なる。しかし、期首・期末の棚卸資産は共に一口の仕入口から成るものとして単一の係数を適用するとすれば、その分析は大いに単純化される。期別法を前提にすれば、後入先出法の場合の期末評価は期首と同一数量 q については期首価格 p で、それを上回る数量 $(q' - q)$ についてはより最近の原価（比較的期首に近い時点の原価） p' でおこなわれる。それゆえ、期首棚卸資産価額 pq は期末には $\{pq + p'(q' - q)\}$ となっており、これらの差は次のようになるであろう。

$$\{pq + p'(q' - q)\} - pq$$

$$= p'(q' - q) \dots\dots\dots(5)$$

すなわち、利益として報告されるのは数量的増加分を最近の原価 p' でウェートづけたものであり、これに応じて期首数量に生じた評価差異 $q(p' - p)$ はすべて排除されてしまう。

既述の基礎有高法はもっぱら基礎数量を中心にして議論を展開するが、後入先出法は期首時点の手持数量から出発し、それに超過数量や食込数量があるかどうかは問うところではない。「投機的棚卸資産の保有も自動的に処理してしま⁽²¹⁾う」のがその特徴のひとつであり、またそうだからこそ一般にも「後入先出法は会計期首に存在していた棚卸資産と同一数量の価値の増加を利潤から排除する手段と認識されてきた⁽²²⁾」のである。それゆえ、この点からすると後入先出法は基礎有高法よりもはるかに効果的に棚卸資産損益を除去することができ、それぞれの評価係数の内容的な差異を無視すれば⁽²³⁾、到達日法にヨリ近い結果をもたらすものだといえよう。

だが、このような後入先出法の効果は棚卸資産が数量的に減少した場合には消失してしまうことに注意しなければならない。当期購入数量が払出数量に足りなかった時には期首の古い原価も当期売上高に賦課される。この結果、期末棚卸資産にしてもまた当期減少数量にしても期首又はそれ以前の古い価格でウェートづけねばならないことになり、したがって期中変動額は、次のように、到達日法の結果ではなく、基準日法のそれに变化する。

$$\{pq + p(q' - q)\} - pq \\ = p(q' - q) \dots\dots\dots(6)$$

つまり、数量的に増加した時には到達日法と同様の結果に達するにしても、

(21) Henry B. Arthur, *op. cit.*, p. 31.

(22) H. T. McAnly, "The Case for Lifo: It Realistically States Income and Is Applicable to Any Inventory," *The Journal of Accountancy*, June 1953, p. 6. 強調点は追加した。

(23) ここで改めて指摘するまでもなく、ボウルデンクの到達日法の係数 p' は期末時価であるが、基礎有高法と後入先出法のそれは取得原価である。またこの係数 p' が基礎有高法と後入先出法とでは異なることも既に述べた通りである。

数量的に減少した時には基準日法に等しくなるのである。

一般に、前期繰越数量が現金化される場合、棚卸資産の数量は減少し、これに代って貨幣数量が膨張する。物価が上昇している時には特にこの傾向が著しいであろう。しかし、到達日法によれば、かかる数量的減少分は期末時価で評価されて、それが一時的に膨張した貨幣数量から控除されることになる。この控除額は棚卸資産を期首の水準にまで回復させる費用に等しいから、この意味では到達日法の利益は物的資本維持を可能にする利益だといひ換えることもできる。期末になお未補充の棚卸資産があってもそれはあたかも補充済であるかのように取り扱われ、ヨリ高い原価で補充していたなら生じていたはずの棚卸資産損益、すなわち $q(p'-p)$ までも消去されてしまうのである。この点は既述のように基礎有高法の場合でもさして変らない。ところが、この特質は後入先出法には全くない。後入先出法によれば、たとえそれがはるかに高い原価で補充されねばならないものであっても、減少した数量は期首又はそれ以前の古い原価で評価されるにすぎない。ヨリ少い期末数量に生じた価格変動 $q'(p'-p)$ は除去されるにしても、期首数量について生じた価格変動 $q(p'-p)$ のすべてが消去されるわけではないから、この点からして期首数量の全部が物的に維持されることは必ずしも保証されないことになるのである。後入先出法を採用すれば、過年度の未実現利益が数量の減少時に一挙に顕現し、物的資本維持を危うくすると指摘されるのはこのため⁽²⁴⁾にほかならない。後入先出法は最少限基準日法の効果は達しているから、

(24) 後入先出法によれば、期末数量が期首数量を下回った時に多額の棚卸資産損益が認識されることは広く知られているところであるが、この欠陥を除去する目的で一時的に、次入先出法 (next-in first-out) がアメリカで採用されたことがある。すなわち、政府の命令等、会社のコントロールをこえる力のため棚卸資産の基本的部分に食込が生じた時には、非自発的に換金されたこの棚卸資産 (involuntarily liquidated inventories) について取替準備金を設定することが認められていたのである。この点の詳細についてはたとえば次の文献をみよ。C. B. Blough, "Reserve for Involuntarily Liquidated Inventories under the LIFO," *The Journal of Accountancy*, March 1948, pp. 204-205. 中野勲稿, 「後入先出法と三つの利益概念」国民経済雑誌, 第103巻2号(昭和42年6月), 206頁以下。

この点ではその利益は数量差異そのものだといえるにしても、それがそもそも狙いとしていた到達日法の効果を必ずしも達するものではないから、ここにその限界が生じてくる。

既述のように基準日法にしても到達日法にしてもそれらは共に期首と期末の全数量に対して画一的に恒常係数を適用しようとするものであった。これに対し、基礎有高法と後入先出法はある数量に限って恒常係数を適用するのであって全数量に及ぶものではない。ここに叙上の限界が生ずる理由がある。恒常評価係数を適用すべき対象をある数量に限定すれば、たしかに伝統的会計にヨリ良く調和するにしても、他方では必ずしも十分には狙いとする効果を達しえないという結果にならざるをえないであろう。いい換えるとそれらが真に到達日法の数量差異を利益としようとするのであれば、歴史的原価の枠を越えて端的に到達日法を適用するものでなければその目的を果すのは困難になるのである。

それでは、果して会計で具体的に到達日法を適用することは可能なのだろうか。あるいは、そうした例が実際にあるのだろうか。基礎有高法や後入先出法とは反対に、期末価格を期首に遡及して適用する方式が会計にあるのだろうか。この点を購買力修正会計（purchasing power accounting）を通じて明らかにするのが次節の課題である。

IV （個別）購買力修正会計と恒常評価法

物価変動会計ならずとも「もし……であった（なかった）ら」という仮定法の利用は会計にとって決して稀なことではないとはいえ、⁽²⁵⁾ 期末価格が期首からずっと支配していたという到達日法の仮定はわれわれに奇異な印象を与えるのはたしかである。しかし、事実上、かかる仮定に依拠する方法が会計に存在する。それは（個別）購買力修正会計である。

(25) 拙稿、「機会損益と保有損益——エドワーズ=ベルの利益2分割論をめぐる若干の問題——」，関大商学論集第19巻1号（昭和49年4月），49頁以下参照。

一般に購買力修正会計で課題とされるのは測定尺度の歪みの補正である。⁽²⁶⁾ 伝統的会計ではいうまでもなく貨幣単位が公分母に採用されているが、購買力修正会計の主張によればそれは伸縮自由な物さしのようなものであって、時間を通じて不変な尺度ではない。貨幣は財・用役に対する支配力 (command over goods or services) をもつがゆえにその意義をもつのであるから、貨幣金額は恒常的な購買力単位数に変換されねば比較可能な数量とはなりえないのであり、それゆえ取引金額はすべて測定単位の変化に相当する分だけ修正されねばならない、といわれる。そしてさらに、異時点の貨幣に交換比率が成立しえないことを理由に、その修正には物価指数の逆数が採用され、またその物価指数の編成には一団の財・用役の加重平均価格が利用される。すなわち、あるバスケットの中の財・用役の加重平均価格が t から t' の間に P_t^* から $P_{t'}^*$ に変化した時には物価指数は t 時を基準にした場合には $P_t^*/P_{t'}^*(=1)$ から $P_{t'}^*/P_t^*$ へと、また t' 時を基準とした場合には逆に $P_t^*/P_{t'}^*$ から $P_t^*/P_{t'}^*(=1)$ へと変化したと解され、これに基づいて次のような修正乗数 m , m' が導かれる。

$$m = P_t^*/P_{t'}^* \dots\dots\dots(7)$$

$$m' = P_{t'}^*/P_t^* \dots\dots\dots(8)$$

ここで m はいうまでもなく t' 時の取引金額を t 時点の購買力単位数に換算するための乗数であり、また m' は反対に t 時の取引金額を t' 時点の購買力単位数に変換するための乗数であるが、この差異はここではさして重要でない。 t 時を基準にするにせよ t' 時を基準にするにせよ、これらの乗数の適用は不可欠で、それを通じてはじめて異時点の貨幣金額は比較可能な数量に変換される。

購買力修正会計においては、このように物価指数ないし修正乗数の果す役

(26) 購買力修正会計の技術的特徴については ARS No.6 と APB Statement No.3 に詳しい。(American Institute of Certified Public Accountants, *op. cit.*. Accounting Principle Board of American Institute of Certified Public Accountants, *op. cit.*.)

割がきわめて大きい、それにもかかわらず、いかなる指数がこの修正に適當であるかについては論者の意見は必ずしも一致していない。財・用役に対する貨幣の支配力と購買力を定義する点に関しては異論はないにしても、いかなる種類の財と用役をいかなるウェイトで考慮するかという点になると論者の間で意見はまちまちである。ある論者は貨幣の特質のひとつはそれがあらゆる財・用役と交換可能なことにあるとして、「用いられる指数は一般的であればあるほどよい⁽²⁷⁾」と主張する。これに対し、他の論者は、貨幣の購買力の変化はその保有者が支出しようとする特定品目に結びつけて測定されるべきだとして、個々の保有者の購買行動との関連を強調する。この個別購買力概念によれば重要なのは個別指数であって一般指数ではない。ある論者は次のようにこの考え方を正当化している。「この計算のために重要なのは個別企業の個別購買力である。すなわち、企業が物的営業水準を引き下げずに支払いうる最大の配当は、財務諸表が作成される特定の企業が利用したか利用を計画している特定資源⁽²⁸⁾に対して影響を及ぼした価格変動を参照して計算されなければならない。」

このような一般購買力概念と個別購買力概念の対立は単に指数選択問題にとどまるものではない。それは貨幣の性質をどう理解するかという根本問題にも重要なかわりをもっている。そこで、ここではこれ以上この問題に立ち入るのを避け、個別購買力概念に基づいて議論をすすめることにしよう。そしてその上で一般購買力概念の場合には結論をどう修正すべきかについて付言することにしたい。いま単一の商品（小麦）を売買する企業が期首と期末に q 、 q' の数量の棚卸資産をもっていると仮定する。これらの棚卸資産の実際取得原価が期首では p 、期末では p' であったとすると、棚卸資産価額は pq から $p'q'$ へと変化するが、貨幣の購買力もその間に変化している

(27) Maurice Moonitz, "Price-Level Accounting and Scales of Measurement," *The Accounting Review*, July 1970, p. 469.

(28) Rawrence Revsine and Jerry J. Weygandt, "Accounting for Inflation: The Controversy," *The Journal of Accountancy*, Oct. 1974, p. 78.

から、この期中変動額（ $p'q' - pq$ ）は必ずしも経済状態の実質的な変化を表わすものではない。そこで、この貨幣単位による測定を購買力単位による測定に変換する必要が生じてくる。

この単位の変換には既述のように物価指数が利用されなければならないが、企業の取り扱う商品がただひとつであれば、個別購買力概念の場合この商品の価格変動をもってただちに物価指数の尺度となしえよう。期首と期末の商品の価格がその実際取得原価に等しく、それゆえ p から p' へと変化したとすれば、期末を基準時点に、物価指数は p/p' から 1 へと変化したといえるであろうし、またそうであれば購買力は p'/p から 1 へ変化したと主張できる。たとえば、小麦 1 トン当りの価格が 5 万円から 6 万円に上昇した場合、この企業の個別物価指数は $83\frac{1}{3}$ から 100 へ上昇し、これに応じて小麦に対する貨幣の支配力は 120 から 100 へ下落したといえるであろう。30 万円の貨幣によって期首には 6 トンの小麦を購入しえたにもかかわらず、期末には 5 トンしか購入しえないからである。そこで、この購買力の変化を修正するため期首の貨幣金額 pq を p'/p の修正乗数で、また期末の貨幣金額 $p'q'$ を 1 の修正乗数で修正して、改めて期中変動額を求めると結果は次のようになる。

$$\begin{aligned} p'q' \times 1 - pq \times p'/p \\ = p'(q' - q) \dots\dots\dots(9) \end{aligned}$$

もっとも購買力修正会計はすべての取引金額を期末購買力単位数で再表現しようとするものであるから、この例のように期首金額だけに視野を限定したのでは不十分であろうし、また期首・期末の実際取得原価が時価に一致しているのみならずのも適当ではないであろう。そこで、より正確に言えば、期中に取得されたものについては取得日から貸借対照表日までの間に生じた購買力変動分を修正して、取引日の貨幣単位数を期末の購買力単位数に引き直す必要がある。そしてまた、こうして修正した期末商品が翌期末になお販売されていない場合には、翌期末に当該期中の変動分つき再度修正を施して、修正済原価をアップデート（update）にしなければならない。一旦修正し

たものであってもいわゆる前転法（rolling forward）を採用して、新しい貸借対照表日の物価水準に引き直す⁽²⁹⁾ 手続が必要とされるのである。しかしながら、このような手続が採られる場合であっても叙上の点に変化は生じない。いかに遠い過去の取得原価であっても、それは結局は直近の貸借対照表日の購買力単位数に変えられなければならないであろうし、またいかに修正の回数が多数にのぼろうとも修正されるのは取得日から貸借対照表日の間に生じた購買力変動以外ではありえない。取得日以降のすべての購買力変動が修正を要する大きさであるから、個別購買力概念によれば取得原価は取得日（又は直前の貸借対照表日）の価格と期末の価格との比によって期末水準に修正されなければならない。かくして、(9)式に示されているように、修正後には事実上期首価格は期末価格にとって代えられ、期首数量も期末数量も共に⁽³⁰⁾ 期末価格で画一的に評価されたかのような結果が生ずる。この結果、あたか

(29) 前転法についてはたとえば APB Statement No. 3 をみよ。Accounting Principle Board of American Institute of Certified Public Accountants, *op. cit.*, para. 44.

(30) その実際取得原価が修正後には他の数値に置き代えられるという点は購買力修正会計の重要な特質である。歴史的な原価会計では個々の購入数量はその購入価格に堅く結びつけられているのであり、そうであればこそ金額を決定する上で物の流れをどう仮定するかが重要になるのである。しかし、物価水準の変動を修正すると、期末水準からかけ離れたものは大きな乗数で、またそれに近似するものは小さな乗数で修正され、共に同一価格水準に引き直されるから、購入時点の違いに基づく購入価格の相違は消去されてしまう。これに伴い、どの時点の購入価格をもって評価しても同じ結果が生ずることになるから、物の流れの仮定そのものも意義を失ってしまう。購買力修正会計は一般に歴史的な原価会計の延長線上に位置するものといわれるが、その修正後の価格はもはや各購入数量と個別に結合したのではなく、むしろそれとは別個のものである。ドレブリンは「伝統的財務諸表で LIFO が使われているか FIFO が使われているかにかかわらず、修正後の財務諸表では同額の残高が得られる」ことを明確に論証したが、このことは購買力修正会計では既に数量と価格が切り離されてしまい、物の流れの仮定がその重要性を失っていることを示すものと解されよう。Cf. A. R. Drebin, "Price-Level Adjustments and Inventory Flow Assumptions," *The Accounting Review*, Jan. 1965, p. 161.

も期末価格が期首から支配していたかのように取り扱われることになり、到達日法の場合とちょうど同じ期中変動額が生ずる。

このように、購買力修正会計は、修正を通じて事実上期首数量の評価係数に期末価格を適用するから、報告利益を到達日法の数量差異に限定する点でも、また物的資本を維持する点でもきわめて有効である。先にみた基礎有高法のように基礎数量の過不足に問題が生ずることもないし、また後入先出法の場合のように数量的に減少した時に棚卸資産損益が一挙に実現してしまうという問題もない。その上、この場合には、評価差異は単に排除されるだけでなく貸借対照表上にそれとして明示される。取得原価の修正額は特別の勘定に組入れられ、所有主持分のひとつとして財務諸表に明記される。それゆえ、これらの点からすれば購買力修正会計は到達日法の効果をあげる上で基礎有高法や後入先出法よりもはるかに徹底的であるとみることができよう。貨幣価値の変動を補正しようとするにすぎない購買力修正会計が物的資本維持を可能にする会計だといわれたり、⁽³¹⁾「それは財の数量の会計の地位に退ぞいて、これら財の経済的意義の変化をかえって無視してしまう⁽³²⁾」と指摘されたりする理由はここにある。その利益の中には評価差異は全く含まれてはいないのである。

もちろん、個別購買力概念に基づく場合でも、上例のように物価指数を単一の財の価格によって編成するのは必ずしも一般的ではない。企業が通常購入する多数の財・用役をバスケットに投入して企業別の物価指数を編成すべ

(31) R. G. Gynther, *Accounting for Price-Level Changes: Theory and Procedures* (Pergamon Press, 1966), pp. 69.

(32) Paul Rosenfield, "Current Replacement Value Accounting: A Dead End," *The Journal of Accountancy*, Sep. 1975, p. 69. 強調点は追加した。なお、同じ文脈において、購買力修正会計によれば調達活動の成否のデータがなくなってしまうという批判がしばしばなされる。将来の値上りを予想して早期に購入したものであっても同じ価格に修正され、しかもこれに伴う評価差異はすべて利益から排除される結果、購買のスキルを利益金額に反映させることは不可能になるからである。なお、この点に関しては次のものをみよ。R. G. Gynther, *op. cit.*, pp. 77-78.

きだという主張や、同一産業内の各企業が再投資する資本財の加重平均価格に基づいて産業別の物価指数を編成すべきだという主張も決して少なくはない。⁽³³⁾だが、このようにしてバスケットに投入する財・用役の範囲を次第に拡大してゆけばその延長線上に消費物価指数や卸売物価指数のような一般物価指数が登場してくるであろうから、ここにひとつの問題が生ずる。物価指数を一般化すればするほど物価指数の変化と個別物価の変化は乖離しがちであるから、前者に基づいて修正を施しても後者の影響を完全には除去しえないことにならざるをえない。一般物価指数の変化が特定の財の価格変動から乖離する程度まで評価差異は排除されずに、それが数量差異とともに利益として報告される結果が生ずるのである。この点は一般物価と個別物価の不一致の問題としてしばしば指摘されている通りである。

しかしながら、このような事実があるからといって上の分析がただちに無意義になるわけではない。購買力修正会計においては、少なくとも個々の資産価格が物価指数に比例して変化するかぎりでは、すべての評価差異が除去され、到達日法という恒常評価法が採用されたのと同じの結果が生ずる。両者の変化の割合が等しくなければ、それだけその効果が減殺されることはたしかであるが、このことはむしろ程度の問題であってその性質を変えるものではない。物価水準の変動を修正するということは期首又はそれ以前の評価係数を期末価格に一致又は近似する価格に改訂することにほかならず、またこの考え方こそ、紛れもなく到達日法の特質を形づくるものなのである。

V 結 び

ところで、本稿で取り上げた恒常評価の諸方法のうちで基礎有高法と後入

(33) 物価指数の編成に関しては次の文献をみよ。Eldon S. Hendriksen, "Purchasing Power and Replacement Cost Concepts—Are They Related?" *The Accounting Review*, July 1963, pp.483-91. William H. Hannun and W. Wasserman, "General Adjustments and Price-Level Measurement," *The Accounting Review*, April 1968, pp.295-302.

先出法は棚卸資産に関するものであって、固定資産に関するものではない。かかる方法を後者にも拡大適用しようとする見解がなかったわけではない⁽³⁴⁾が、それらは事実上時価主義会計に移行しようとするものであり、とうてい伝統的会計の諸原則とは調和しえない。他方、(個別)購買力修正会計は固定資産を含むすべての非貨幣資産について修正を施すが、同様の手続を貨幣項目にまで拡大するから、この点で新たな問題を惹起せずにはおかない。ここでは貨幣項目の評価係数はも早や1ではありえないから、その変化につれて貨幣項目に評価差異——購買力損益(purchasing power gains or losses)——が認識される結果になり、それゆえたとえ非貨幣項目の評価差異の排除に成功しても、全体としての利益は必ずしも数量差異だけから成るとは主張されえないことになる。

そしてまた、基礎有高法・後入先出法と購買力修正会計との間にはそのほかにも看過しえない重要な差異があることも否定しえない。前者は基準日ないし期首の係数を将来に向かって凍結し、これによって評価差異を埋め込んでしまうのに対して、後者は期末から遡及して期首又はそれ以前の係数を改訂し、この改訂に伴う差額を明示する。その上、これら各方法の報告利益は厳密に言えば常に同額となるものでもない。

しかしながら、これらの重要な差異にもかかわらず、それらが共に恒常評価法であることには疑問の余地はないであろう⁽³⁵⁾。そのみならず、それらは共に二つの恒常評価法の中で特に到達日法を実際に適用しようとするものな

(34) G. O. May, "Should the Lifo Principle Be Considered in Depreciation Accounting Where Prices Vary Widely," *The Journal of Accountancy*, Dec. 1947. W. A. Paton, "Depreciation Deduction-LIFO Principle Should be Extended to Cover Depreciable Assets Plant," in H. F. Taggart (ed.), *Paton on Accounting* (University of Michigan, 1964).

(35) 後入先出法と購買力修正会計とは、それらの根本思考の相違にもかかわらず、一般にも類似の方法として扱われることが多い。この点に関しては、たとえば George R. Husband, *op. cit.*, pp.106-107. を参照されたい。

のである。

基準日法はたしかにひとつの考え方としては成り立ちうるであろうし、またそれにもいくつかの長所がないわけではない。実際原価の分析にあたっては常に標準原価の方から眺めてきた会計人にとってはこの方がはるかに馴染みやすいであろう⁽³⁶⁾、またいかに現実離れたものであろうとも評価係数がある日の価格に固定すれば利益の期間比較は大幅に改善されるにちがいない。しかし、そうではあっても、現行水準からあまりにかけ離れた古い価格を恒常係数に選ぶことは他方できわめて重大な困難をもたらすこともまた明白である。そうすることは、後入先出法の反対論者がしばしば指摘するように、貸借対照表価額を全く無意味な数値にしてしまうにとどまらず、また利益情報の解釈の作業をはなはだしく困難にするのである。たとえば棚卸資産の増加数量を一年以上も前の価格でウェートづけてみても、その金額が果して現在処分する利益を示しているのかどうかを判断するのは容易でないであろう。スターリングも指摘しているように、数量に乗せられる価格は情報の受け手の時間位置に近いものでなければ、その情報の意義は一般に大きなものとはなりえない⁽³⁷⁾。その上、基準日法には物的資本維持の観点からしても重大な欠陥がある。基準日法によれば、期末数量に発生した価格変動だけしか利益から排除されないの、資産が数量的に減少した場合にはその補充に必要な金額まで報告利益に含められてしまい、期首と同一数量の資産を期末にも維持するのは困難になる。維持すべき数量が期首数量であるかぎり、減少数量の評価は常に補充にかかわる期末価格でなされるべきであろうし、またそうであれば排除すべき価格変動は期首資産に生じたものでなければならぬ。この点は後入先出法との関連で既に詳述した通りである。

ポウルデンングにとっては、恒常評価法そのものは必要不可欠であっても、基準日法と到達日法との間の選択はまさに「ジレンマ」であった。しかし、このようにみえてくると、会計にとっても早やその答えは明らかである。会計

(36) 注12を参照せよ。

(37) Robert R. Sterling, *op. cit.*, pp. 132-142.

26(360)

会計における恒常評価の諸方法（岡部）

では、意識的であるか否かはともかくとして、結果的には明らかに到達日法が選択されてきたのであり、しかも重要なことに、このような選択は理由なしにおこなわれたわけではなかったのである。